

概説と分析

本書で紹介した差別事件のみから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、紹介した事件の範囲内での特徴を考察していくことにする。なお、ここで紹介した事件のなかには、資料が掲載できなかったものもあることをお断りしておきたい。

①土地差別調査事件

土地差別調査とは、不動産の取引や購入、賃貸、物色などにあたって、その物件と部落との関係を尋ねたり、調べたり、教えたりする行為。

大阪府で、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査するマーケティングリサーチ会社が、部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していた。報告書にまとめるさい、「地域下位地域」「地域の名前だけで敬遠する人が多い」などの表現を用いて部落の所在を報告していた。大阪では二〇〇九年一〇月～二〇一〇年三月にかけて、調査会社、広告代理店、ディベロッパーの三者に対し二〇回にわたる確認会を行い、事件の背後にある深刻な差別構造が浮かびあがってきている。

奈良県では、二〇〇九年四月二二日桜井市人権課同和対策係に、五月一九日葛城市市民課に、七月九日奈良市人権施策課に、電話で同和地区かどうかを問い合わせる事件が、起きている。

四月二二日、桜井市人権課同和対策係にあった同和地区に関する問い合わせ電話の内容は次のとおり。

電話主「××駅の周辺は同和というか部落ですか」

職員「なぜお知りになりたいのですか」

電話主「近くに家を買おうと思っているので」

職員「人権や部落差別につながるのではお答えできません。行政として身元調査おことわり運動等も行っています」

電話主「どうしたら調べられますか」

職員「お答えできません」

電話主「今、同和地区に住んでいるんですが…。その近くの人に聞いたら教えてくださいませんか」

職員「桜井市では身元調査おことわり運動をしています」

電話主「なら、いいです」(電話を切られた)